

まづにその前月令の清算税に相当する金額を拂込書により金庫又は收入役に納入しなけりばならない

第四十條

特別徴収義務者に交付する所税取扱書は納入金額の百令の四以内とする

第四十一條

特別徴収義務者がその徴収すべき普通税附加税、ダンサー税附加税、遊樂税附加税及び入湯税附加税又は屠宰税を正当の事由により徴収することができないためその既納金額の還付を受けることとするときはその事由の発生の日から七日以内に次の事項を記載した還付申請書を町長に提出しなけりばならない

一 徴収することのできた事由

二 納付年月日

三 過 渡 金

四 その他町長に於て定めたる事項

前項の還付手続につき所要の事項は町長がこれを定める

第四十二條

特別徴収義務者が避けることのできた事故により既納の税金を失ったときはその事故の発生日から五日以内に次の事項を記載した税金納入義務の発生を町長に申請しなけりばならない

一 上記二の二の事故に事あるより既納の税金を失った事由

二 その他町長に於て定めたる事項

第四十三條

第三十條乃至第三十條の規定は特別徴収義務者の納入金についてこれを準用す

第四章 補 則

第四十四條

物件の所有者が使用権を届出の際町長の検査を受け、鑑札の交付を受けなければならぬ 鑑札の交付を受けたときは物件の所有者又は使用者はこれを看易い

箇所に交付しなけりばならない

物税義務消滅したときは当該鑑札を町長に返納し町長に於て交付した物件につ

いては交付のまゝ、標示して取外を受すなければならぬ

第四十五條

車や自転車のため乗用する自動車は試乗表示れを掲げなければならぬ 試乗表示

丸は毎年度決定の表示丸に町長の指定した番號を記載しこれを捺印を受けな

ければならぬ

第四十六條

記載事項に異動が生じたときも同様である

- 一 毀滅・亡失又は腐蝕したとき、
- 二 鑑札の取付を損壊したとき、
- 三 証表以外に使用したとき、
- 四 表示した文字の認識し難くしたとき、

無効にされた鑑札及び証表表示札の亡失の場合を除いた外は直に、これを返納しなければならぬ。

鑑札及び証表表示札が無効となったときはその事由を届出で再取付け又は再交付を受けなければならぬ。

第五十一條

鑑札及び証表表示札は、譲渡・貸借又は譲渡・譲受をなすことができない。

第五十二條

鑑札を毀損し又は亡失した者は、賠償金を金庫又は收入税に納入しなければならぬ。

賠償金は五十円とする。但し、重大鑑札については三十円とする。

第五十三條

詐欺その他不正の行為により所税を捕脱した者に対しては、町長においてその捕脱した金額の五倍に相当する金額（その額が十円未満のときは十円）の過料を科する事ができる。

第五十四條

次の各号の一に該当するものに対しては町長において二十円以下の過料を科する事ができる。

- 一 條例による届出又は申告をしない者
- 二 虚偽の届け出又は申告をした者
- 三 届出又は検査に際し当該町吏員に対し虚偽の申告をなし又は検査若しくは命令を拒んだ者
- 四 無効となった鑑札及び証表表示札又は自己に属しない鑑札及び証表表示札を使用し若しくは使用させた者
- 五 鑑札の取付を故意に損壊し又は撤去した者
- 六 鑑札・証表表示札の書写・貸借・譲渡・譲受をした者
- 七 二の條例の規定による帳簿の記載を怠り又は虚偽の記載をしたとき
- 八 特別徴収義務者その徴収しなければならぬ税金を徴収しないとき

第九 課税外の物件も課税を受ける用金に供したとき、
第五十五條 第三十條乃至第三十一條の規定は、特別徴収義務者の納入金にのみ適用する。

第五十條

納税義務者はその家族同居人又は使用人でこの條例に違反した場合は自己の指揮でないことによつて處罰を免れることはできない

附 則

第四十八條

この條例は公布の日から三小を施行し従前の衛生所税及び其の賦課徴収條例は三小を廃止する

この條例は昭和三十一年度令から三小を適用する。但し昭和三十一年度以前の所税については従前の例による

第四十九條

この條例施行前に交付せられた鑑札はこの條例によつて交付したものにする

町税賦課率又は賦課定額

部 税 附 加 税

1. 地租附加税

土地賃賃價格の (宅 地 百分の十二 宅 地 以外 百分の三十六)

2. 家屋税附加税

家屋賃賃價格の 百分の二十一

3. 營業税附加税

營業純益の 百分の七・五

4. 鑛区税附加税

- 一、試掘 鉱区 面積十坪毎に二円
- 二、探掘 鉱区 面積十坪毎に四円
- 三、砂 鉱区

イ、河床延長 一町毎に二円
ロ、河床でないもの面積十坪毎に二円

5. 船舶税附加税

本税の百分の百

6. 自動車税附加税

本税の百分の百

(自動車取得を含む)

7. 軌道税附加税

本税の百分の百

8. 電話加入税附加税

本税の百分の百

9. 電柱税附加税

本税の百分の百

- 10. 不動産取得税附加税 本税の百分の百
- 11. 漁業税附加税 本税の百分の百
- 12. 狩猟者税附加税 本税の百分の百
- 13. 藝妓税附加税 本税の百分の百
- 14. 遊興税附加税 本税の百分の百
- 15. 入湯税附加税 本税の百分の百
- 16. ダンサー税附加税 本税の百分の百
- 17. 接客婦税附加税 本税の百分の百

(二) 独立税

法定納税義務者一人に付八十円

- 1. 町民税
- 2. 舟遊
 - 長(自舢艫至舢艫)四米未満 一隻に付年税三。円
 - 長()四米以上 一隻に付年税五。円
 - 普通ボート 一隻に付年税二。円
 - モーターボート 一隻に付年税五。円

舟の取得については時價の十分の二十五

- 3. 自轉車税 一輛に付 年税三十円
- 4. 荷車税

荷積牛馬車荷台(平方尺積)十八坪以上のもの年税一五。円
 十八坪未満のもの 一〇。円
 荷積大車 年税 五。円
 荷積小車(農業専用荷積リヤカー) 年税 三。円
 リヤカー 年税 二。円

- 5. 金庫税 外法体積四百立方尺以上もの 年税 二。円
 一〇〇立方尺以上もの 年税 一。五。円
 五十立方尺以上もの 年税 一。五。円
 五十立方尺未満のもの 年税 一。五。円
- 6. 痛風機税 一。五。円に付 年税 三。円
- 7. 屠畜税 一頭に付年税 一。五。円
 馬 一。五。円
 豚 五。円

8. 犬 税 一頭に付年税 九〇円

9. 廣 告 税

一 汽車 電車 自動車 汽船その他交通運輸機関又は交通運輸業の設備による廣告 牌金の百分の三十

二 映画入場券 乗車券 船券 乗球その他これに類する廣告 牌金の百分の三十

三 立看板 看板 幟旗 又はこれに類する廣告

一個に付五円 廣告の面積一坪を超えるときは一個につき十円

四 ポスター 又はチラシ等による廣告

ポスター 一箇につき一円

チラシ 十箇又はその端数につき五円

五 建植看板 野立看板 額面 廣告その他これに類するものによる廣告

廣告一坪の面積又はその端数につき 毎年三十円

第二節 附則

福生町吏員懲戒委員会委員補充員選任について同意

請求の件

福生町吏員懲戒委員会規則第三條の規定により福生町吏員懲戒委員会委員補充員に左記の者を選任したいから同意を求めます。

氏 名 一 目 記

一 吏 員 書記 大 野 忠 一

一 学識経験者 平井初五郎

一 学識経験者 清水寛二

昭和三十三年七月十一日提呈 即日原案可決

福生町長 岸 徳次郎

議案第一號

福生町吏員報酬額並費用雜費額及其支給條例
一部改正の件

福生町吏員報酬額並費用雜費額及其支給條例の一部を
左記の通り改正するものとする

昭和二十三年八月二十日提出 即日原案可決

福生町長 吉 徳 六 郎

條例第一號

福生町吏員報酬額並費用雜費額及其支給條例の別表
第一と左の通り改正する

職名	報酬額
町會議員	年額一八〇〇圓
町會議長の加給	一、二〇〇圓
副議長の加給	六〇〇圓

附則

本條例は昭和二十三年五月一日から之を施行する

経理事務

諸給與の改正に伴い報酬額もまた増額を必要と認めらるからであります。

議案第二號
議案第一號

議案第一號

議案第一號

議案第一號

議案第一號

議案第一號

議案第一號

議案第一號

議案第二號

町役に関する條例廃止の件

町役に関する條例も左の通り廃止するものとする

昭和二十二年八月三日提出 即日原案可決

福生町長 岸 徳次郎

條例第一號

福生町町役に関する條例は之を廃止する

附則

本條例は公布の日から之を施行する

説明

地方自治法の公布に伴い各町役の制度がなつたので本條例も
廃止しようとするものであります

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ
陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

本條例ハ公布の日ヨリ施行スルコトヲ旨トシ

附則

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

議案第三號

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

とする

昭和二十三年八月三十日提出 即日原案可決

福生西長 出井 徳次郎

條例第一號

陸海軍ニ在リテハ左ノ如クノ規定ニ依リテ施行スルコトヲ旨トシ

は之を廃止する

附則

本條例ハ公布の日ヨリ施行スルコトヲ旨トシ

説明

陸海軍の廃止により本條例は必要がなくなつたのであります

昭和三十三年第三回定例町會々議錄

昭和三十三年八月二日福生町會々福生町役場に招集す

一應招議員左。如し

第一番	並	木竹松
第二番	児	島信一
第三番	井	梅沢十郎
第四番	田	村幾太郎
第五番	横	田壽照
第六番	天	野由三
第八番	高	橋角藏
第十番	杉	森真
第十二番	加	藤市藏
第十三番	高	水藤太郎
第十三番	設	樂美知
第十四番	川	窪金吉

一 會議の事件左の如し

第十五番	田村福一
第十六番	高橋三郎
第十七番	田村宇一
第十八番	森田幸藏
第十九番	森田誠重
第二十番	羽村榮吉
第二十一番	平井初五郎
第二十二番	井上岩次郎
第二十三番	貴井伊作
第二十四番	田村利一

一 福生町吏員報酬額並南新橋額及其支給條例一部改正の件

二 福生町助役に関する條例廃止の件

三 陸海軍に召集せられたる者給付支給に関する條例廃止の件

一 議長(加藤市藏)八月三十一日午前八時三十分開會を宣す



一 地方自治法第百三十一條の規定に依り議長の請求により出席したる者左の如し

町長 岸徳次郎

主事 内田勇

書記補 佐藤三郎

一本会の書記左の如し

層託 内田勇

一 議長(加藤市藏)八月三十一日午前八時四十分開議を宣す

並木竹松 吳島信一 井梅弥十郎

田村幾太郎 横田壽照 天野由三

高橋角藏 杉森真 加藤市藏

高水藤太郎 設樂美知 川窪金吉

田村福一 高橋三郎 田村宇一

森田幸藏 森田誠重 羽村榮吉

平井初五郎 井上岩次郎 貴井伊作